

労働保険事務組合のご案内

令和7年4月現在

労働保険とはこのような制度です

- 労働保険とは …… 「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、政府が管理・運営している『強制的な保険』です。そのため、農林水産の一部の事業を除き、**労働者を1人でも雇っている事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。**

労災保険・雇用保険はまさかのときの安心保険です。

- 労災保険とは …… 労働者が業務上の事由又は通勤の途上において負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の方に対し、『必要な保険給付を行う制度』です。
- 雇用保険とは …… 労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難になる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、『再就職を促進するため必要な給付を行う制度』です。

◎労働保険に加入しなければならない人

- ★ 労災保険 …… 事業主に雇用される常用・パートタイマー・アルバイト等の労働者
- ★ 雇用保険 …… 適用事業所に雇用される常用労働者及びパートタイム労働者で、以下の要件を満たすもの。

- ① 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること。
- ② **31日以上**引き続き雇用されることが見込まれること。

加入の手続きについて

- ★ 労災保険 …… 保険関係成立届を所轄の労働基準監督署またはハローワークに提出することで、労災保険への加入が完了します（加入手続きは事務組合にて行いますが、別途提出をお願いする書類がございますので、加入を行いたい方は担当職員までお問い合わせください。）
- ★ 雇用保険 …… 雇用保険資格取得届を所轄のハローワークに提出することで、雇用保険への加入が完了します。（加入手続きは事務組合にて行いますが、別途提出をお願いする書類がございますので、加入を行いたい方は担当職員までお問い合わせください。）

加入手続きを怠っていた場合は

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険に加入していない期間中に生じた労働災害について、労災保険給付を行った場合は、事業主から**2年**遡って保険料を徴収するほか、支払った給付金の**全部又は一部**の費用が徴収されます。

知っていますか、労働保険事務組合制度



■ 労働保険事務組合とは

労働保険には、労働保険料の申告・納付手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き（労働者の採用、退職時の届出等）等、様々な手続きがあり、これらの事務処理を事業主のみなさまに代わっておこなう厚生労働大臣の認可を受けた団体のことをいいます。

■ 労働保険事務組合に加入するには

労働保険事務組合に委託することができる事業所一覧

常時使用する労働者が、

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ① 金融・保険・不動産・小売業 | 50 人以下の事業主 |
| ② 卸売・サービス業（清掃業、自動車修理業、機械修理業等を除く） | 100 人以下の事業主 |
| ③ その他の業種 | 300 人以下の事業主 |

また、労働保険事務組合に加入される場合、商工会議所に備えつけの『**会員加入申込書**』を提出し、同時に商工会議所の構成員（会員）になることが必要です。詳細は総務課の担当職員までお願いします。

※会費につきましては、法人は**10,000円**、個人事業所は**5,000円**が必要になります（年会費）。

また合わせて、事業所さまには「**事務等委託書**」の提出をお願いしております。事務等委託書の提出をいただきますと、事務組合にて事業所さまにかわり、次の業務を代行いたします。

※ 労働保険を委託される場合は『**商工会議所の年会費**及び**事務委託手数料**』を合わせてお支払いいただく必要がございますので、ご注意ください。

※ 法定帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）は必ず備え付けるようにしてください。
⇒ 労働局の監査対象事業所に指定された場合、愛媛労働局より指導される場合がございます。

■ 労働保険事務組合が代行する事務の範囲は

- ① 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務(取得、喪失、離職票の作成など)
- ② 保険関係成立届(労災保険)、任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- ③ 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務(事務組合へ保険料を納付します)
- ④ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務(一人親方の特別加入を除く)
- ⑤ その他、労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務(なお、日雇労働被保険者ほか印紙保険料に関する事務、労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務または雇用保険の雇用安定・能力開発・雇用福祉事業に関する事務は、労働保険事務組合が行える事務から除外されておりますので、事業主さまご本人又は社会保険労務士を通じて手続きを行ってください。)

事務組合に委託した場合のメリット

(1) 事務処理の負担が軽減されます！

ハローワークや労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担が軽減されます。

(2) 保険料を分割で納付することができます！

労働保険料の額にかかわらず**3回**に分けて納付できます。(6月、10月、1月)

〔通常は、概算保険料 40 万円【労災保険または雇用保険のいずれか一方の保険関係】のみが成立している事業は 20 万円】以上でなければ分割納付ができません。〕

(3) 事業主も労災保険に加入することができます【特別加入制度】！

通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できますので、従業員と一緒に危険な仕事をされる事業主の方も安心です！

※ 雇用する労働者について、労働保険(労災・雇用)関係が成立していることが必要です！

労災の特別加入とは



(1) 主旨は

中小事業主やそのご家族も従業員と同じく危険な仕事をされている場合があります。そもそも、労災保険は労働者の仕事上のけがなどへの補償を、事業主に義務付けることを目的として作られた保険制度のため、事業主やその家族従事者等には、たとえ仕事上のけがであっても労災保険が適用されませんでした。

こうした事業主や家族従事者を救済するために創設されたものが「**労災の特別加入**」の制度です。

- ◎ **一人親方(第2種特別加入者)**の加入手続きは、当事務組合では取り扱っておりませんので、一人親方の特別加入をご利用されたい方は、一人親方の団体までお問い合わせください。

(2) 特別加入制度に加入できる方

- 個人事業の場合…… **中小事業主**及び**家族従事者**(同居の親族及び別居の親族)
- 法人その他の団体の場合…… **代表者**及び**代表者以外の役員**(取締役等)

(3) 特別加入者の保険料は

特別加入者の保険料は、一般従業員の保険料とは算定方法が多少異なります。まず、**給付基礎日額**(一日のみなし賃金)を **3,500 円～25,000 円** の範囲で加入と同時に決定します。この日額については、その人の所得に応じて決定することが好ましいとされています。

また給付基礎日額は、『**年度途中での変更ができませんので**』、慎重に決定するようにしてください。

例) 給付基礎日額 3500 円の場合……保険料算定基礎額 1,277,500 円(1年のみなし賃金額)

その後、保険料算定基礎額(1年間のみなし賃金額)に、該当する**業種の保険料率**を乗じて得た金額が**特別加入者の年間の保険料**となります。

例) 給付基礎日額 3500 円(船舶造修業の場合)

1,277,000 円(**千円未満切捨てのため**) × 23/1000(船舶造修業の保険料率) = **29,371 円**

(4)特別加入者の給付は

特別加入者が万一労災事故に合った時、まず治療費が労災保険から給付されます。この治療費は、決定した給付基礎日額の多少にかかわらず、**治療費全額**(療養等給付)が給付されます。しかし、休業等給付や障害等給付などの給付額は決定された**給付基礎日額**に応じて給付されます。

労働保険料について

■労働保険料の負担について

労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率(労災+雇用)を掛けた額です。

そのうち、労災保険料は**全額事業主負担**、雇用保険料は**事業主と労働者双方で負担**します。

◎労災保険…**全額事業主負担**

◎雇用保険…**事業主と労働者双方で負担**(負担率については、雇用保険料率表をご覧ください)

■保険料の額は

労働保険料(労災・雇用)の額は一般には①**賃金**と、それぞれの業種ごとに定められた②**保険料率**を乗じて得た額です。また、建設業の現場に係る労災保険料は③**請負金額**に④**労務費率**を乗じ、さらに②**保険料率**を乗じて得た額になります(建設業も雇用保険料の計算は同じ)。

(1)【原則】 ①**賃金** × ②**保険料率**(労災・雇用) = 労働保険料(労災・雇用)

◎ 賃金とは……給料、手当、賞与、その他名称の如何を問わず、『労働の対償として、事業主が労働者に支払うもの』とされています。

(2)【建設業(労災のみ)】 ③**請負金額** × ④**労務費率** × ②**保険料率**(労災) = 労災保険料

◎ 請負金額とは …… 大工さんなどが施主から直接請負った工事(**元請工事**)の金額をいいます。

◎ 労務費率とは …… 請負金額のうち、人件費に相当する額を計算するため、工事の種類ごとにあらかじめ定めてある率のことをいいます(一括有期事業総括表を参照)。

■保険料率とは

① 労災保険率 …… それぞれ業種ごとに定められています。

例) ◎ **船舶造修業**(造船業のこと) …… 23/1000

◎ **建設事業**(既設建築物設備工事業を除く) …… 9.5/1000 など

② 雇用保険率…… 主に 3 種類の事業ごとに定められています。

【令和6年 4 月 1 日～令和7年 3 月 31 日】

事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

※ 労働者に賃金を支払う際は、賃金より①労働者負担分の雇用保険料を必ず控除するようにしてください（※雇用保険に加入されている労働者に限る）。

■ 保険料の申告と納付は

一般に労働保険料は年度を単位で納めます。

まず、年度末までの見込保険料(概算保険料)を加入と同時に納めていただき、翌年度の初めに前年分の保険料を清算(確定保険料)し、それと合わせて、その次の年度末までの概算保険料を納付する手続を「年度更新」といいます。

先払い → 清算・先払い → 清算・先払い …… の年度で書きかえを行います。
(1年目) (2年目) (3年目)

■ 保険料等納入日は

1期分 **6月20日** ㄨ (合わせて事務手数料もお支払い頂きます。)

2期分 **10月20日** ㄨ

3期分 **1月20日** ㄨ

◎ **口座振替**または**窓口でのお支払い**をお願いしております。

◎ 納入日が土日祝日の場合は、次の週の最初の平日が納入日となる場合がございますので、納入はがき等でご確認お願い致します。

◎ 年度末まで保険料滞納された場合は委託を**解除**させていただきますので、万が一滞納された場合は、担当職員までご相談ください。

■ 事務委託手数料について

労働保険事務手数料規定(年額)

常時使用労働者数	手数料
0人 ～ 5人	7,000円
6人 ～ 10人	12,000円
11人 ～ 15人	17,000円
16人 ～ 20人	22,000円
21人 ～ 30人	25,000円
31人 ～ 50人	30,000円
51人 ～ 100人	40,000円
101人 ～	50,000円
特別加入(1 事業所あたり)	2,000円

(例) 常時使用労働者 5 人で特別加入者 5 名の場合

$$7,000(\text{円}) + 2000(\text{円}) = \text{9000}(\text{円})$$

※ 商工会議所の年会費(個人 5000 円 / 法人 10000 円)は別途かかりますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

Tel: 0898-23-3939 Fax: 0898-31-6667

メールアドレス info@imabaricci.or.jp(商工会議所メールアドレス)

daisuke@imabaricci.or.jp (担当補佐 阿部)

■ 最後に雇用保険・労災保険等の手続きについて

今治商工会議所では、雇用保険の取得・喪失や労災保険の手続き用に、書式のデータをホームページの方でもアップさせていただいております。ご都合が中々合わない方や、手続きを簡素化されたいと考えていらっしゃる方は、是非ご活用ください。

下の QR コードからダウンロードできます↓↓



[労働保険 様式一覧 | 今治商工会議所](#)

■ 巻末・・・雇用保険料を実際に計算してみよう。

労働者負担分の雇用保険料は、**毎月労働者の給料から控除する必要があります。**
そしてその計算は、事業主さまご自身でおこなっていただかなければなりません。

(例) 一般の事業で、従業員の給料が 200,000 円の場合

$200,000 \div 1000 \times 6 = 1,200$ (円)・・・この金額を雇用保険料として控除する。

(例) 農林水産や建設の事業で、従業員の給料が 200,000 円の場合

$200,000 \div 1000 \times 7 = 1,400$ (円)・・・この金額を雇用保険料として控除する。

賃金の管理は事業主さまの義務です。必ず控除するようにしてください。

※なお雇用保険料は毎年変更される可能性があります。必ず確認するようにしてください(毎年 3 月頃、厚労省ホームページにて公開予定)。